

# 白幡フットボールクラブ規約

## 第1条 【名称】

本クラブは白幡フットボールクラブ〔白幡FC〕と称する。

## 第2条 【目的】

白幡FCは、サッカーを通じて基礎的技術の向上を目指すと共に心身の健全な育成を図ることを目的とする。

## 第3条 【入会資格】

- (1) 幼稚園児以上6年生までの児童とクラブが認めた選手
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
- (3) 保護者の許可を得たものであること。

## 第4条 【入会手続】

白幡FCに入会を希望するものは、所定の手続に従い申込み。

## 第5条 【年会費】

会員は、入会金(保険料・登録料)を入会申込時に払込まなければならない。

## 第6条 【月会費】

会員は、月末までに翌月分の月会費を前納する。

## 第7条 【会費の不返還】

一旦納入した年会費及び月会費は、入会不許可の場合を除き理由の如何を問わず返還しない。

## 第8条 【練習時間】

会員に配布される月間予定表により実施する。

## 第9条 【休会・退会】

休会・退会を希望する会員は、1ヶ月前までに必ず代表・コーチに連絡すること。

休会・退会をするものは、白幡FCの備品は速やかに返還すること。

## 第10条【ユニホーム】

会員は、規定のユニホームを自費でそろえるものとする。

## 第11条【サッカー協会への加入】

白幡FCは、日本サッカー協会、千葉県サッカー協会、南房総少年サッカー連盟及び市原市サッカー協会に加入する。

## 第12条【会員のモラル】

会員として相応しくない行為をした者は、退会を命じる事がある。

## 第13条【保護者のモラル】

FCに対し、保護者として相応しくないと判断した場合には退会を命じる事がある。

## 第14条【クラブの重複】

原則として、他クラブとの重複は認めない。

## 第15条【事故の責任】

活動中の事故や傷害に対しては白幡FCで応急処置を行うが、その後は保護者が行い、補償はスポーツ傷害保険の範囲とする。

## 第16条【所在】

白幡FCは、石井昭夫を連絡先とし白幡小学校グラウンド・体育館を主たる活動場所とする。

## 第17条【規約の改正】

白幡FCは、必要に応じ随時本規約を改正できると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。

## 第18条【協議】

本規約に定めない事項については、双方誠意を持って協議の上 円満に解決することとする。

## 第19条【施行】

本規約は、平成23年4月1日より施行される。